

BSE関係飼料規制の強化 について

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

飼料規制の強化の内容

1. 輸入飼料の交差汚染の防止
2. 販売業者における規制の徹底
3. 牛飼養農家における規制の徹底

飼料検査体制の強化の方向

国内生産



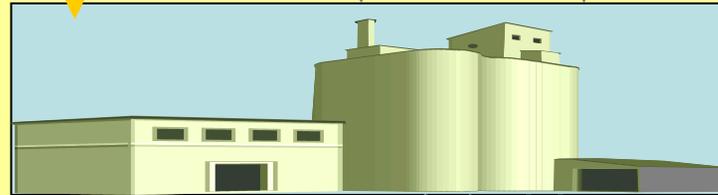
輸入

動物検疫所

肥飼料検査所

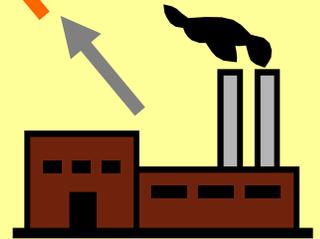
植物油かす
穀類

~~肉骨粉~~
魚粉



配合飼料工場

X



肉骨粉製造工場

肉骨粉

X

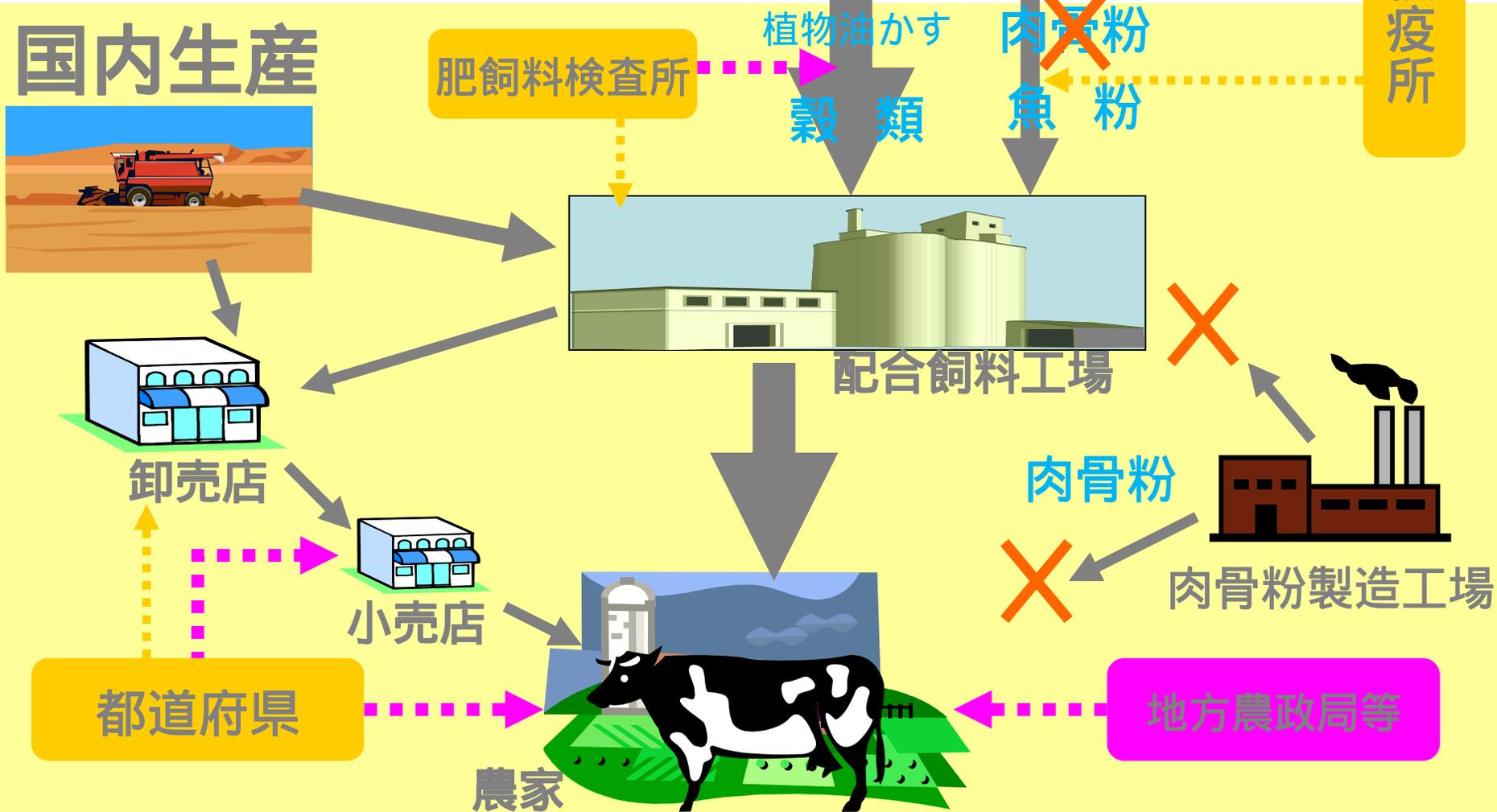
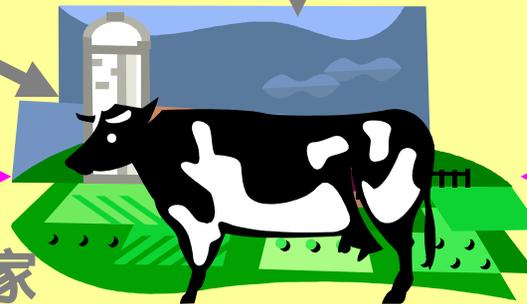
卸売店

小売店

都道府県

地方農政局等

農家



食品健康影響評価の結果の通知について (府食第459号平成17年5月6日付け食品安 全委員会委員長通知)(抜粋)

- 飼料規制の実効性確保の強化

輸入配混合飼料の原料について届け出がなされることは、牛がBSEプリオンに暴露されるリスクを低減するのに有効である。また、飼料輸入業者、飼料製造業者、飼料販売業者、および牛飼育農家に対する検査・指導体制を強化することは、飼料規制の有効性を検証するために重要である。具体的な目標を設定し、できる限り早く達成する必要がある。

輸入飼料の交差汚染の防止

- 輸入業者に対する届出義務の対象に飼料の原材料を追加
 - 平成17年6月30日改正省令公布(周知期間2ヶ月 + 経過措置1ヶ月)
 - 現在までに381業者から届出
- 輸入飼料の検査・分析の実施
 - 届出された飼料原料に反芻動物由来タンパク質が使用されていないことを確認
 - 飼料35点を(独)肥飼料検査所で検査・分析

飼料の輸入状況の調査 (調査票の送付)

- 飼料、飼料添加物の輸入業者に調査票を送付
- 飼料と飼料添加物の両方を輸入する業者が79社あった
- 314社(71%)から回答があった

調査票送付業者数

	業者数
飼料輸入業者	415社
飼料添加物輸入業者	107社
計	443社



このうち
314社が回答

飼料の輸入状況の調査 (回答した314社による輸入量)

	輸入量	輸入件数
配混合飼料	26,311トン	1,394件
加工単体飼料	2,607,353トン	15,768件
その他(主に単体飼料)	17,041,427トン	26,278件
全体	19,675,091トン	43,440件



このうち、
18件を検査



このうち、
17件を検査

輸入飼料検査対象

飼料の種類	採取点数	飼料の種類	採取点数
混合飼料 (生菌剤混合飼料、 酵母入り混合飼料等)	(18)	単体飼料	(17)
米国産	8	米国産大豆油かす	4
カナダ産	1	米国産乾燥酵母細胞壁	1
英国産	1	米国産脂肪酸	1
デンマーク産	1	カナダ産海藻粉末	1
中国産	2	フランス産ポテトプロテイン	1
台湾産	2	ノルウェー産海藻粉末	1
韓国産	3	豪州産綿実	2
		中国産ビールかす	2
		中国産ビール酵母	1
		中国産酒かす	1
		中国産アップルペレット	1
		オランダ産大豆たん白	1
合 計			35

単体飼料の例



ビールかす



サフラワー油かす



やし油かす



海藻粉末



脂肪酸カルシウム

販売業者の規制の徹底

- 届出義務の対象となる販売業者に小売業者を追加
 - 平成17年6月30日に改正省令公布(周知期間2ヶ月 + 経過措置1ヶ月)
 - 現在までに3,016業者から届け出
- 小売業者を含む販売業者に対する監視指導の徹底
 - 都道府県に対し販売業者の監視指導の徹底を依頼(平成17年10月31日)
 - 都道府県は、販売業者の検査を331件実施した。

販売業者の規制の徹底 (331件の検査結果)

該当する不適合事例の種類	件数	概要
飼料の販売に係る帳簿の備え付けの不備	14件	帳簿の保存期間が規定未 満 帳簿の未設置
飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備	5件	A,B飼料の保管場所の近 接 A,B飼料の保管区分が不 明確

牛飼養農家における規制の徹底

- **都道府県による指導・監視項目の明確化**
 - 都道府県による指導・監視項目を明確化し、検査・指導を依頼(平成17年10月31日)
 - 都道府県は、牛飼養農家に対する検査・指導を1,585件実施
- **地方農政局等による巡回指導**
 - 地方農政局に対する飼料の使用実態の調査を指示(平成17年11月22日)
 - 地方農政局は、牛飼養農家における飼料の飼養実態調査を1,001件実施

牛飼養農家における規制の徹底 (1,585件の検査結果)

該当する不適合事例の種類	件数	概要
飼料等の保管、輸送等における交差汚染防止対策の不備	25件	同一の保管場所にA飼料とその他を保管 反すう動物飼育場近辺でのペットへの給餌 搬送経路の分離不十分 受入時の納入伝票の未確認 受入時の粉じん飛散防止対策不十分 トランスバッグ等のクリーニング実施不十分